

大口町告示第33号

大口町ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大口町長 鈴木 雅 博

大口町ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱を
廃止する要綱

大口町ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱（令和４年大口町告示第７２号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、この要綱による廃止前の大口町ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱第８条の規定は、廃止後もなおその効力を有する。